

避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人らについて、避難費用、就労不能損害（平成27年8月分まで）、精神的損害（平成30年3月分まで。平成29年10月分までの日常生活阻害慰謝料の増額分含む。）及び財物損害等が賠償された事例。

1376

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 表明及び保証

申立人は、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- (1) 亡A（以下「被相続人」という。）が平成30年2月27日に死亡し、申立人が、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したと。
- (2) 申立人の知る限り、申立人のみが、被相続人の相続人であること。

### 第2 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

### 記

#### 1 被相続人の損害の相続分

##### (1) 避難費用

###### ア 検査交通費

【期間】自 平成26年2月22日 至 平成26年2月22日  
金960円

###### イ 家賃（駐車場代、送金手数料、更新料、賃借アパート保険料）

【期間】自 平成24年8月23日 至 平成29年4月18日  
金975,864円

###### ウ 生活費増加費用

【期間】自 平成23年11月14日 至 平成26年8月8日  
金200,000円

###### エ 家族間移動交通費

【期間】自 平成24年9月14日 至 平成29年4月16日  
金1,307,468円

##### (2) 一時立入費用

【期間】自 平成24年10月5日 至 平成29年1月21日  
金879,618円

##### (3) 精神的損害（日常生活阻害慰謝料）

【期間】自 平成24年9月1日 至 平成30年3月31日  
金6,700,000円

##### (4) 精神的損害（日常生活阻害慰謝料増額分）

【期間】自 平成24年9月1日 至 平成29年10月31日  
金3,720,000円

##### (5) 就労不能損害

【期間】自 平成24年9月1日 至 平成27年8月31日  
金18,354,879円

##### (6) 財物損害

ア 別紙物件目録記載1乃至4の土地 金2,703,510円

- イ 別紙物件目録記載4の山林に関する立木 金320,100円  
ウ 仏壇 金1,810,000円
- 2 申立人の損害
- (1) 避難費用
- ア 生活費増加費用  
【期間】自 平成24年6月30日 至 平成26年9月14日  
金30,000円
- イ 住宅使用料  
【期間】自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日  
金82,800円
- ウ 転居時空調等移設工事代金 金362,880円
- (2) 精神的損害（日常生活阻害慰謝料）  
【期間】自 平成24年9月1日 至 平成30年3月31日  
金6,700,000円
- 3 本件和解仲介に関する弁護士費用 金1,324,442円

### 第3 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項所定の損害項目（期間の記載のあるものは当該期間に限る。）に対する和解金として、合計金45,472,521円の支払義務があることを認める。

### 第4 支払方法

（省略）

### 第5 確認条項

申立人と被申立人は、第2項1(6)記載の財物について、仮に本和解による賠償がその価額の全部の賠償である場合でも、賠償金の支払にかかわらず所有権は移転しないことを相互に確認する。

### 第6 清算

申立人と被申立人は、第2項記載の損害項目（期間の記載のあるものは当該期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

ウ 申立人と被申立人は、第2項1(3)、2(1)イ及び2(2)各記載の損害項目の対象期間以降の損害の存否及びその金額については、本和解の対象外であり、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認する。

### 第7 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成30年4月9日

（別紙物件目録省略）

（仲介委員 新弘江）